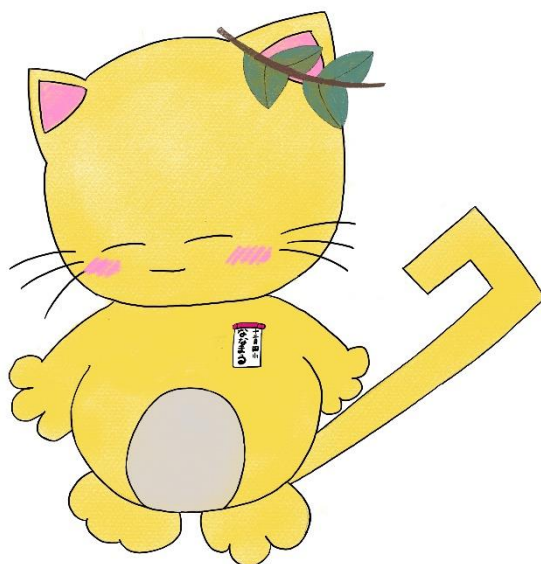


川口市立十二月田小学校

いじめの防止等のための基本的な方針



令和7年4月1日
川口市立十二月田小学校



目 次

1	川口市立十二月田小学校基本方針の策定	1
2	P D C Aサイクルを活かした「いじめ防止」「早期発見」	1
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめ対策支援委員会	2
3	いじめに対する処置（基本的な流れ）	3
4	重大事態への対処	4
(1)	重大事態とは	4
(2)	重大事態への対処の流れ	4
(3)	川口市教育委員会又は本校による調査	5
5	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	7

資料

- 「I' s 2019」p. 33 家庭用いじめ発見チェックシート
- 「I' s 2019」p. 34 教職員用いじめ発見チェックシート
- 「I' s 2019」p. 93 個人向け相談窓口一覧
- 「生徒指導 年間指導計画」
- 「いじめ・なやみ・スマホアンケート」

1 十二月田小学校基本方針の策定

本校は、「家庭・地域とともに 未来を拓く しわすだ笑楽幸（しょうがっこう） ～みんなが（自主・創造） みんなで（協働・共生） みんなのために（貢献・自己有用感）～」を目指す学校像として学校教育を推進している。

保護者・地域の手厚い協力や支援もあり、児童は落ち着いて学校生活を送ることができている。

いじめや不登校等で大きく取り上げる課題は少ないが、友だちの気持ちを考えない言動をしてしまうなど、“いじめの芽”となる行動はどの学年・学級にもある。

いじめ防止対策推進法 13 条（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

学期に 1 回ごとの「こころのアンケート・なやみのアンケート」（資料参照）に取り組むなど、児童の気持ちに沿った指導を展開し、成果を挙げてきたが、平成 25 年施行の「いじめ防止対策推進法」を踏まえて、本校の実情に応じ、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が体系的かつ計画的に行われるよう、「十二月田小学校基本方針」を策定した。

本校では、次に掲げる「いじめの問題に対する基本姿勢」を全教職員で共通理解を図り、PDCA サイクルを基本として、実施計画に基づいたいじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを行っていく。さらに、いじめ防止に資する啓発活動や教育的取組を充実させ、組織的に推進していくこととする。

【いじめの問題に対する基本姿勢】

- ・「いじめは絶対に許さない」という共通認識をもつ。
- ・いじめ被害児童を最後まで守り抜く。
- ・児童と教職員、児童と児童の間に共感的な人間関係を築き、「仲間との絆づくり」に努める。
- ・いじめの問題について、保護者・地域住民・関係機関との連携を深める。

2 PDCA サイクルを活かした「いじめ防止」「早期発見」

P「実施計画の策定」

- ・学校経営方針（目指す学校像を含む）
- ・十二月田小学校基本方針
- ・人権教育全体計画、年間指導計画
- ・生徒指導全体計画、年間指導計画
- ・生徒指導委員会年間活動計画
- ・特別支援教育全体計画
- ・道徳教育全体計画、年間指導計画
- ・道徳「学級における指導計画」

D「計画に基づく実践」「いじめの防止」

- ・教師の言動、姿勢に関する共通理解
- ・学年経営、学級経営の充実
- ・学習活動の工夫、充実（各教科・道徳・特活・体験活動等）
- ・規律ある態度の育成
- ・「ライフスキルかわぐち」の活用
- ・「人間であること」の活用
- ・保護者同士のネットワークづくり
- ・インターネットや SNS を通じて行われるいじめの予防
- ・非行防止教室の実施
- ・ネットアドバイザーによる講演 等



仲間との絆づくり
自己有用感の育成

A「課題の明確化」「計画の修正」

- ・成果と課題の明確化
- ・職員会議での生徒指導委員会で話し合った内容の報告
- ・各部の全体計画、年間指導計画への反映
- ・「いじめ対策支援委員会」による振り返り

C「実態の把握」「いじめの早期発見」

- ・アンケートの実施（毎月 1 回）
- ・児童理解研修（4 月・2 月）
- ・民生委員連絡協議会（7 月、12 月）
- ・月例の生徒指導委員会の開催
- ・毎月の教育相談日の活用
- ・教職員による日常的な観察
- ・保護者、地域住民との連携

(1) いじめの防止

いじめ防止対策推進法第2条

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめは、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童が規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。その中で、子どもたち自身が「いじめを許さない」という気持ちをもつとともに、子どもたち同士が互いに声を出し、行動に示していくなど、自浄作用を高め、いじめを容認させない風土づくりを進めていく。そして、『きらり川口いじめゼロサミット』からの「いじめ根絶宣言」や川口市いじめ問題対策協議会からの提言などを踏まえ、全校をあげて、いじめの未然防止、いじめの根絶に取り組む。

また、『ライフスキルかわぐち』を活用するなどして、集団の一員としての自覚や自尊感情をはぐくみ、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、埼玉県教育委員会発行の「人権感覚育成プログラム」や川口市人権教育推進協議会発行の『人間であること』を活用し、児童生徒の人権に対しての正しい理解と人権感覚の育成に努めるとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

①教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚にふり返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために、

ア 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さないよう努める。

イ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識をもって当たる。

ウ いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

いじめに関する事例の分析によると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

(ア) 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合

(イ) 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合

(ウ) 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

エ 自分の指導を振り返る機会として「事故・不祥事等防止のためのチェックリスト」を学期末に実施する。（不祥事防止研修会・倫理確立委員会）

オ 「保護者による体罰調査」「学校評価アンケート」を、児童が傷つくような発言等の不適切な指導がないかを点検する機会とする。

②学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

ア 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

(ア) 児童の気持ちを共感的に受け止める。(「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」)

(イ) 居場所をつくる。(「ここは安心できる。」「居心地がいいな。」)

(ウ) 見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)

(エ) 基準を示す。(「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」)

イ 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

(ア) 分かる楽しさを与える。(「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。)

(イ) 自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」)

ウ 『ライフスキルかわぐち』の取り組み等をとおして、児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

エ 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

③学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

④保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の良好な関係が重要である。そこで、学級懇談会などの機会を活用し、保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話題にするなど工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

⑤インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、インターネット上のいじめに遭遇しないよう埼玉県県民生活部青少年課『子供安全見守り講座』等を活用し、いじめ防止及び情報モラルの徹底を図る。

また、携帯電話・スマートフォン等の使用についての川口市小学校長会及び川口市PTA 連

合会の共通方針を配付し、保護者への協力を依頼する

（２）いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は本市月例いじめ調査や定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ① 「newI's 2019」にある「家庭用いじめ発見チェックシート」（資料参照）を活用してもらうため、本方針をHPに掲載する。該当する項目があれば、早めに担任に連絡してもらう。
- ② 「newI's 2019」にある「教職員用いじめ発見チェックシート」（資料参照）を活用し、該当する項目があれば児童に声をかけ、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- ② 保護者が、「いじめかも」と考えた際や対応に苦慮した際の学校以外の相談機関として、「newI's 2019」にある「個人向け相談窓口一覧」（資料参照）を活用してもらうため、本方針をHPに掲載する。学校は、保護者や機関から情報提供等があれば、連携して対応に当たる。

（３）いじめ対策支援委員会

いじめ対策支援委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、川口市教育委員会との連携を図り、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

ただし、川口市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、川口市教育委員会の川口市いじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

さらに、いじめ対策支援委員会では、本校の基本方針の策定及び教職員間の共通認識の促進、保護者、地域への周知、必要に応じた評価と見直しを担う。

3 いじめに対する措置（基本的な流れ）



4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法

- 第28条 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ①
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ②

第1号の①「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対処の流れ

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- ② いじめを受けて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ③ 重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ④ 本校は、いじめ対策支援委員会により当該重大事態に関する調査を行う。
(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- ⑤ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。)
- ⑥ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ⑦ 上記エの調査を行ったいじめ対策支援委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ⑧ 上記エの調査結果は、川口市教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(3) 川口市教育委員会又は本校による調査

いじめ防止対策推進法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

「上記（1）重大事態とは」を参照。

いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会との連携を図りながら実施する。

エ 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、いじめ対策支援委員会を母体とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会の委員等の協力について相談する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図

るものであり、本校は、川口市教育委員会のいじめ問題調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する処置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

(イ) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

カ 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

(ア) 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り配慮と説明を行う。

(イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(ウ) 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

(エ) 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

(オ) 調査を行う組織については、主任児童委員、民生委員、町会長、学校医、スクールカウンセラー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

。

(カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

(キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

(ク) 本校が調査を行う場合においては、川口市教育委員会からの情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

(ケ) 情報発信・情報対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

キ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。

本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

②調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

いじめ防止対策推進法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつから・いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。また、本校が調査を行う際、川口市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

イ 調査結果の報告

調査結果については、川口市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。

5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ対策支援委員会において毎年度、十二月田小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、十二月田小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な処置を講じる。

家庭用いじめ発見チェックシート

1 起床から登校前

- ☐ 布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうであったりする
- ☐ けだるそうな、疲れた表情である
- ☐ いつもと違って朝食を食べようとしない
- ☐ ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする
- ☐ 学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらなかったりする

2 登校中

- ☐ 友達の荷物を持たされている
- ☐ 一人で登校するようになる
- ☐ 遠回りして登校している
- ☐ 途中で家に戻ってくる

3 帰宅時

- ☐ 理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある
- ☐ あざや擦り傷があってもその理由を言わない
- ☐ 自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない
- ☐ いつもより帰宅が遅い
- ☐ 自転車や持ち物等が壊されている
- ☐ 学校の話をしなくなる
- ☐ 外出したがない
- ☐ プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある

4 夕食時から就寝まで

- ☐ 食欲がない
- ☐ 特定の友達に対する言葉遣いが不自然にしていけないである
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいる友達と遊ばなくなったりする
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる
- ☐ 部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく
- ☐ 買い与えた覚えのない品物を持っている
- ☐ メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない
- ☐ 部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる
- ☐ 家族の者と話をしなくなる
- ☐ いじめの話をすると強く否定する
- ☐ 弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になったりする
- ☐ 疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている
- ☐ 普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする

教職員用いじめ発見チェックシート

	観察の視点	該当児童生徒
朝の会	☐ 他の子供より早く登校する ☐ 担任が来るまで廊下で待っている ☐ 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる ☐ 挨拶や出席確認のときに返事がない、声が極端に小さい ☐ 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び授業	☐ 一人遅れて教室に入ってくる ☐ 授業の始めに用具が散乱している ☐ 忘れ物が多くなる ☐ 班決めなどのとき、話合いの輪に入れない ☐ 係を選ぶとき等、ふざけ半分に推薦されたりする ☐ ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる ☐ 正しい意見なのに冷やかされる ☐ 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる ☐ 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる ☐ その子への配布を嫌がる雰囲気がある ☐ 実験などの後片付けをいつもやらされている ☐ 道具や器具にさわらせてもらえず、順番が回ってこない ☐ 音楽の授業で歌えなくなる ☐ 内緒話をされている ☐ 不自然に机や椅子が離されている ☐ 不調を訴え、保健室に行くことが増える	
休み時間	☐ いつも一人でポツンとしている ☐ 笑顔が見られずおどおどしている ☐ 特に用事がないのによく職員室に来る ☐ 移動教室のとき、荷物を持たされている ☐ 格闘技ごっこなどでやられている ☐ 保健室や相談室に来る回数が多くなる ☐ 授業が始まって教室に戻りたがらない	
給食時	☐ 周囲の子供が机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある ☐ その子にだけ意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差等がある ☐ 給食を食べない、食欲がない ☐ 早食い競争などをやらされている ☐ 配膳を嫌がられている ☐ いつも片付けをさせられている	
清掃時	☐ 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い ☐ 机や椅子が運ばれずに、放置されている ☐ 衣服が汚れたり、ぬれたりしている ☐ 清掃後、頻繁に授業に遅れてくる	
帰りの会	☐ 持ち物がなくなったと、よく訴えに来る ☐ 服が汚れていたり、破けていたりしている ☐ 泣いている、または机に伏せたままにいる ☐ 自分の持ち物でないものを机やカバンに入れられている	

	観察の視点	該当児童生徒
部 活 動 ・ ク ラ ブ 活 動	☐ 参加しないことが多く、表情も暗い ☐ 一人だけで大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている ☐ ペアの練習で、いつも取り残される ☐ 練習のふりをしてボールを当てられたり体当たりされたりする ☐ 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりする ☐ 辞めたいなどの訴えがある ☐ 理由のはっきりしないけが、あざ、汚れがある ☐ 道具を隠される ☐ 孤立している	
放 課 後 ・ 下 校 時	☐ 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている ☐ 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている ☐ いつも教職員に相談したそうに寄って来る ☐ 鞆や持ち物がなくなっている ☐ ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている ☐ 校内の壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされる ☐ 皆の荷物を持たされている ☐ 遠回りして帰る ☐ 一人で帰る	
学 校 生 活 全 般	☐ 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる ☐ 一人で離れて仕事をしている ☐ ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる ☐ 無理に役員を押し付けられる ☐ 宿題や集金などの提出物が遅れる ☐ 特定の子の机や持ち物をさわろうとしない ☐ 連絡帳、生活ノート、絵画作品等に気になる表現がある	

1 個人向け相談窓口一覧

※ 児童生徒や保護者に相談機関の紹介が必要な際等に御活用ください。

○ 子供・青少年に関する相談窓口

相談内容	相談機関	電話番号	受付・相談時間等
いじめ等の悩み	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	※全国どこからでも夜間・休日を含め24時間いじめ等の悩みを相談できるよう設置。原則所在地の教育委員会の相談機関に接続される。
虐待	埼玉県虐待通報ダイヤル	#7171	24時間（いつでも） 365日（毎日） ※通話料有料 ※つながらない場合の連絡先 048-762-7533
養育、虐待、 発達の遅れ、 心身の障害、 性格、 非行など （18歳未満の 児童対象）	児童相談所 ※P91 参照		電話 月～金 8:30～18:15 上記以外の時間帯での緊急性のある児童虐待通報窓口（休日夜間児童虐待通報ダイヤル 048-779-1154） ※児童相談所全国共通ダイヤル「189」にかけると、近くの児童相談所につながる。 【さいたま市児童相談所】 電話 月～金 8:30～18:00 上記以外の時間帯での緊急性のある児童虐待通報窓口（24時間児童虐待通告電話 048-711-6824）
生活習慣、言語、思春期の問題など	市町村の家庭児童相談窓口	※各市町村へお問い合わせください。	
子どもの悩み全般（いじめや体罰、子育てなど）	子どもスマイルネット （埼玉県こども安全課）	048-822-7007	電話 毎日10:30～18:00 いじめや体罰などの権利侵害については予約制で面接相談を行っている。
いじめ・虐待など子どもの人権 ※大人の利用も可	子どもの人権110番 （さいたま地方法務局人権擁護課）	0120-007-110	月～金 8:30～17:15

1 個人向け相談窓口一覧

相談内容	相談機関	電話番号	受付・相談時間等
いじめ、不登校、学校生活、性格など	県立総合教育センター 一よい子の電話教育相談（子供用）	#7300 又は 0120-86-3192	電話 毎日 24 時間受付 FAX：0120-81-3192 Eメール： soudan@spec.ed.jp
	県立総合教育センター 一よい子の電話教育相談（保護者用）	048-556-0874	
いじめ、不登校、性格、行動、学習の遅れ、発達、障害など	県立総合教育センター 一面接相談 （対象：小学生～18歳）	048-556-4180	面接予約 月～金 9：00～17：00
少年や保護者などからの非行・家出・いじめ等、少年問題に関する相談	埼玉県警察少年サポートセンター ※P89 参照		
非行・犯罪、親子関係、職場・学校等でのトラブル、交友関係等についての相談	さいたま法務少年支援センター 非行防止相談室 ひいらぎ （さいたま少年鑑別所内）	048-862-2051 0570-085-085 （全国共通相談ダイヤル）	電話・面接 月～金 9：00～12：15 13：00～17：00 （原則予約制）

○犯罪被害に関する相談窓口

相談内容	相談機関	電話番号	受付・相談時間等
犯罪被害にあわれた方とそ のご家族などの精神的なサ ポート	埼玉県警察 犯罪被害者支援室	0120-381858	電話・面接・カウンセリング 月～金 8：30～17：15 面接・カウンセリングは予約 制
犯罪等の被害 者が抱える不 安や悩みへの 相談・支援	（公社） 埼玉犯罪被害者援助 センター	048-865-7830	電話・面接（面接は要予約） 月～金 8：30～17：00 カウンセリング（要予約） 第2・4金に弁護士相談実施 （要予約）
性暴力等犯罪被害の相談・支援	アイリスホットライン ※P92 参照		
性犯罪被害相談	埼玉県警察 犯罪被害者支援室	#8103 又は 048-864-1761	電話 月～金 8：30～17：15 ※上記の時間以外は警察本部の当直勤務員が対応

○医療・福祉に関する相談窓口

相談内容	相談機関	電話番号	受付・相談時間等
病気予防、健康、精神保健などの相談	最寄りの保健所（※P90 参照）、市町村保健センターが相談に応じる。		
精神保健福祉相談 （精神的な病気、不安や悩みで生活に支障がある、対人関係・引きこもりの悩み、飲酒問題、薬物依存など）	埼玉県立精神保健福祉センター ※さいたま市以外の方	048-723-3333	来所相談予約受付 月～金 9:00～17:00
	最寄りの保健所（P90 参照）、市町村担当窓口でも相談に応じる。		
こころの健康や悩みに関する相談	さいたま市こころの健康センター ※さいたま市の方	048-762-8548	電話・面接 月～金 9:00～17:00 （面接相談は予約制）
	埼玉県こころの電話 ※さいたま市以外の方	048-723-1447	月～金 9:00～17:00
子供から大人まで ひきこもりに関する相談	さいたま市こころの電話 ※さいたま市の方	048-762-8554	月～金 9:00～16:00
	埼玉県ひきこもり相談サポートセンター	048-971-5613	電話・面接 月・水～土 10:00～18:00（面接は予約制） Eメール: center@k-largo.org
自殺防止・いのちの電話	こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	月～金（面接は予約制） 9:00～17:00 ※さいたま市の方は9:00～16:00
	埼玉いのちの電話	048-645-4343	24時間365日 （インターネット相談は「埼玉いのちの電話」ホームページから）
	自殺予防いのちの電話（フリーダイヤル）	0120-783-556	毎月10日8:00～翌11日8:00までの24時間
	よりそいホットライン（5番）	0120-279-338→5	24時間年中無休（通話料無料）

○その他の相談窓口

相談内容	相談機関	受付・相談時間等
外国語による生活全般の相談	外国人総合相談センター埼玉 ※P92 参照	
インターネット・スマホ等での違法・有害情報に関する相談	違法・有害情報相談センター （総務省支援事業）	インターネット相談: http://www.ihaho.jp ※相談フォームからの相談受付後は、電話での対応も行っている。 ※相談無料
インターネット被害に関する相談	最寄りの警察署またはけいさつ総合相談センター	（けいさつ総合相談センター） #9110（ダイヤル回線及び一部のIP電話不可） 又は048-822-9110